

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和5年6月 日

（名称）八戸市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
八戸市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>○令和2年度までは、南郷地域から旧八戸市内に移動するバス路線が3路線（市ノ沢線（地域間幹線系統）、荒谷線、大野線）、地域内を運行するコミュニティバス6路線、コミュニティタクシー2路線（コミュニティタクシーは、市ノ沢線、荒谷線に接続している）あった。</p> <p>○利用不振により、令和3年3月31日に、荒谷線が廃止された。</p> <p>○荒谷線の廃止に伴い、南郷地域から八戸市中心部へは地域内のコミュニティバス・タクシー及び市ノ沢線の活用を含めた一体的な再編・見直しを令和3年度に行った。</p> <p>○再編・見直し内容としては、通勤通学を考えると、南郷コミュニティタクシーはコミュニティバスが運行していない時間帯（朝・夕）において、路線バス（市ノ沢線）に接続して、市ノ沢・島守地区のそれぞれの地域から八戸市街地へ移動するための手段として必要といった内容である。</p> <p>○このため、地域公共交通確保維持事業により、南郷コミュニティタクシーの路線を確保・維持することで、特に、通勤・通学に関する住民の生活交通手段を存続させて行くことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>○令和6年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南郷コミュニティタクシーの利用者数 運行1回あたり2人以上 <p>○令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南郷コミュニティタクシーの利用者数 運行1回あたり2人以上 <p>○令和8年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南郷コミュニティタクシーの利用者数 運行1回あたり2人以上
(2) 事業の効果
<p>南郷コミュニティタクシーを改善することにより、南郷地域の荒谷方面から八戸市内までの移動手段が確保され、通勤や通学が可能な公共交通環境の整備を図ることができる。</p> <p>また、荒谷線の廃止後においても、地域住民の日常生活に必要な移動手段が確保される。</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>○南郷コミュニティタクシーの活用方法等について、市 WEB サイトや市広報紙で周知を行う。（八戸市）</p> <p>○南郷コミュニティタクシーの活用方法等について、住民主体で利用促進の懇談会を開催する。（島守地区自治会連合会）</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

八戸市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
八戸市地域公共交通会議
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
OD調査 住民ヒアリング（住民懇談会実施等）
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する

費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成 30 年 6 月 18 日（八戸圏域地域公共交通再編実施計画策定（2 次再編）に係る第 3 回路線バス事業者検討分科会）
 - ・岩手県北自動車(株)南部支社より補助をもっともらえなければ、荒谷線廃止の要望説明。
- 令和元年 7 月 23 日（第 1 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）
 - ・荒谷線及びコミュニティバス交通の現状確認
- 令和 2 年 3 月 16 日（第 2 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）
 - ・荒谷線及びコミュニティバス交通の現状確認
- 令和 2 年 4 月 23 日（第 3 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）
 - ・荒谷線廃止による市内路線への影響確認
- 令和 2 年 6 月 24 日（第 4 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）
 - ・荒谷線廃止による南郷地域内への影響確認
- 令和 2 年 7 月 6 日（第 5 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）
 - ・荒谷線廃止による南郷地域内への影響確認（コミュニティバス実証運行）
- 令和 2 年 8 月 5 日（第 6 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）
 - ・南郷コミュニティタクシーの再編検討
- 令和 2 年 10 月 13 日（第 7 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）
 - ・荒谷線廃止に伴う影響の再確認及びコミバス実証運行の結果確認
- 令和 2 年 12 月 21 日（八戸圏域地域公共交通活性化協議会）
 - ・第 3 次再編実施計画の報告（南郷地区再編含む）
- 令和 3 年 1 月 25 日（第 8 回南郷地区路線バス及びコミュニティ交通検討分科会）
 - ・南郷コミュニティタクシー実証運行について協議
- 令和 3 年 2 月 17 日（第 4 回八戸市地域公共交通会議）
 - ・南郷コミュニティタクシー運行回数の変更協議
 - ・令和 4 年度地域内フィーダー系統確保維持計画の協議・承認
- 令和 3 年 6 月 29 日
 - ・令和 5 年度地域内フィーダー系統確保維持計画変更申請の書面協議・承認
- 令和 3 年 12 月 17 日
 - ・第 4 次再編実施計画に関わる協議（八戸市内分）
- 令和 4 年 3 月 17 日
 - ・令和 4 年度予算に関わる書面協議・承認
- 令和 4 年 6 月 30 日
 - ・令和 5 年度地域内フィーダー系統確保維持計画申請の書面協議・承認
- 令和 5 年 6 月 23 日
 - ・令和 6 年度地域内フィーダー系統確保維持計画申請の協議・承認

21. 利用者等の意見の反映状況

荒谷線廃止に係る路線バスの乗降調査（令和元年 10 月及び令和 2 年 6 月）を実施した際、旧南郷村及び旧八戸市内の利用者に可能な限りヒアリングを実施し、廃止による影響を確認した。

それにより、旧南郷村からの利用者は、南郷コミュニティタクシーで代替でき、旧八戸市内の利用者は、その他のバスダイヤの調整で対応が可能という事が明らかになったため、ダイヤ調整を実施する。

令和 3 年度内に地域住民と意見交換を行った際、令和 4 年度から運行方法の見直しを行うこととなった。（5 月から定期運行ではなくデマンド運行、夕方 1 便削減）

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	
関係市区町村	八戸市総合政策部政策推進課、八戸市総合政策部南郷事務所

交通事業者・交通施設管理者等	岩手県北自動車株式会社 南部支社、十和田観光電鉄株式会社、八戸市交通部、公益社団法人 青森県バス協会、八戸市タクシー協会、国土交通省 青森河川国道事務所 八戸国道出張所、青森県 三八地域県民局 地域整備部 道路施設課、八戸市 建設部 道路維持課、青森県 八戸警察署、東日本旅客鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社
地方運輸局	青森運輸支局
その他協議会が必要と認める者	八戸市老人クラブ連合会、八戸市社会福祉協議会、青森県交通運輸産業労働組合協議会、利用者代表、八戸工業大学教授、青森県(オブザーバー)

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 八戸市内丸一丁目 1- 1

(所 属) 八戸市 総合政策部 政策推進課

(氏 名) 相模 将喜

(電 話) 0178-43-9124

(e-mail) seisaku@city.hachinohe.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

令和6年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準にて該 当する要件 (別表7のみ)
八戸市	日の出タクシー	(1) 島守地域コミュニ ティ タクシー	島守地域			往 復 km km	148日	196回		区域	①・②(1)	地域間幹線系統市ノ沢 線と市ノ沢バス停で接 続	
	日の出タクシー	(2) 市ノ沢地域コミュニ ティ タクシー	市ノ沢地域			往 復 km km	99日	99回		区域	①・②(1)	地域間幹線系統市ノ沢 線と市ノ沢バス停で接 続	
		(3)				往 復 km km	日	回					
		(4)				往 復 km km	日	回					
		(5)				往 復 km km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内ファイダー系統)

令和7年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準ロで該 当する要件 (別表7のみ)
八戸市	日の出タクシー	(1) 島守地域コミュニ ティ タクシー		島守地域		往 復 km km	145日	194回		区域	①・②(1)	地域間幹線系統市ノ沢 線と市ノ沢バス停で接 続	
	日の出タクシー	(2) 市ノ沢地域コミュニ ティ タクシー		市ノ沢地域		往 復 km km	97日	97回		区域	①・②(1)	地域間幹線系統市ノ沢 線と市ノ沢バス停で接 続	
		(3)				往 復 km km	日	回					
		(4)				往 復 km km	日	回					
		(5)				往 復 km km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ファイダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

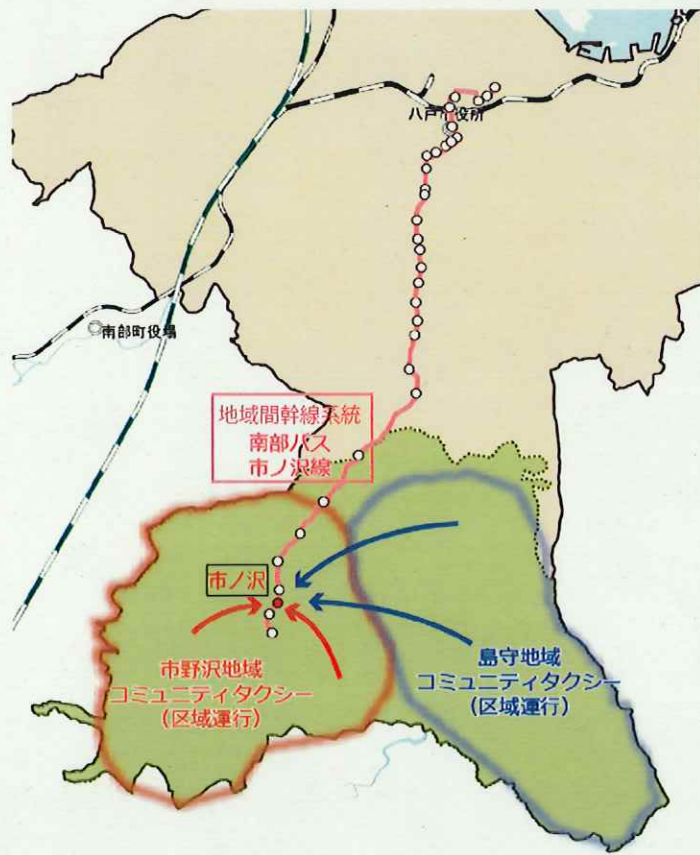
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準にて該 当する要件 (別表7のみ)
八戸市	日の出タクシー	(1) 島守地域コミュニティー タクシー	島守地域			往 復 km km	146日	195回		区域	①・②(1)	地域間幹線系統市ノ沢 線と市ノ沢/バス停で接 続	
	日の出タクシー	(2) 市ノ沢地域コミュニ ティータクシー	市ノ沢地域			往 復 km km	96日	96回		区域	①・②(1)	地域間幹線系統市ノ沢 線と市ノ沢/バス停で接 続	
		(3)				往 復 km km	日	回					
		(4)				往 復 km km	日	回					
		(5)				往 復 km km	日	回					

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。



南郷コミュニティタクシー時刻表

系統名	バス停名	朝	夕
島守地域コミュニティタクシー	市ノ沢	午前7時25分発 路線バス市街地行きへ接続 (土曜日、日曜日、祝日も同じ)	①午後6時12分着 (土曜日、日曜日、祝日は午後6時11分) 市街地からの路線バスへ接続
市ノ沢地域コミュニティタクシー		午前7時00分発 (土曜日、日曜日、祝日は7時25分) 路線バス市街地行きへ接続	午後6時12分着 (土曜日、日曜日、祝日は午後6時11分) 市街地からの路線バスへ接続

市ノ沢地域コミュニティタクシー

- ・ 事前登録 (電話0178-43-0463、FAX0178-43-3852)
- ↓
- ・ 予約 (朝の便は前日20時まで、夕方の便は当日12時まで)

島守地区 南郷コミュニティタクシーの利用方法

運行区間と時間

- 利用者宅(島守地区)J~南部バス「市ノ沢」バス停間を運行します。
- 南部バス「市ノ沢」バス停への接続のみとなります。
- 運賃は1人300円(事前購入)です。(未就学児は保護者等と同乗する場合1人に限り無料)

乗車券の購入

平日の出タクシー、またはコミュニティバス車内で乗車券を購入できます。登録・予約センターへの電話またはファックスでも申込可能です。

登録・予約センター

電話	0178-43-0463(三八五交通株式会社内)
ファックス	0178-43-3852

この時間帯以外は利用できません

朝は7:25発ラビア行き
夕方は16:33着、18:12着(土日祝日は18:11着)

- 1

事前登録

コミュニティタクシーを利用するには事前登録(住所・名前・電話番号)が必要です。電話またはファックスで受け付けています。登録は無料です。
- 2

予 約

朝の便は前日午後8時まで、夕方の便は当日昼12時までに予約してください。お名前・電話番号・いつ・どこから・何人乗るかをお伝えください。
- 3

利用当日

予約した時間と場所で乗車し、事前に購入した乗車券でお支払いください。やむを得ない場合、予約のキャンセルは予約時間の40分前までに連絡してください。

朝の定時運行について

- 平日の朝のみ、下図経路と時間において定時に運行します。この便は予約不要ですのでお気軽にご利用ください。(ただし事前登録は必要)

? こちらのコミュニティバスのバス停でお待ちください

市ノ沢
バス停
7:15着

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	八戸市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	66,160
交通不便地域	4,697

※令和2年国勢調査

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
4,697	南郷地域	過疎法附則第7条

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
八戸圏域地域公共交通再編実施計画(3次再編)	R3.3.24	令和3年度

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2))(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

